

平成 26 年 11 月 4 日

小牧市都市計画審議会
第 2 回 議 事 録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録

- 1 平成 26 年 11 月 4 日 平成 26 年度第 2 回小牧市都市計画審議会が小牧市役所東庁舎本会議用控室に招集された。
- 2 出席委員は、次のとおりである。

長 田 宏	山 本 典 男	鈴 木 義 久
白 鳥 洋 子	大 塚 俊 幸	船 橋 厚
長 田 淳	河 内 伸 一	玉 井 宰
青 山 清	落 合 勝 之	林 和 子
(竹 下 智 代理)		
- 3 欠席委員は、次のとおりである。

山 下 智 也	稲 垣 衿 子
---------	---------
- 4 会議事件は、次のとおりである。
 - 1 会長の選出について
会長の職務代理者の指名について
 - 2 議事録署名者の選任
- 5 会議の傍聴人
なし
- 6 議案の説明者は、次のとおりである。
都市政策課

(15 時 00 分開会)

○事務局（水野都市政策課長補佐）

本日は、お忙しいところ、小牧市都市計画審議会の委員としてご快諾を賜り、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

まず始めに、当審議会委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。なお、敬称は省略させていただきますので、ご了承下さい。

(委員紹介)

以上、14名の皆様でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成26年度第2回小牧市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日、山下委員、稲垣委員の2名におかれましては所用のため、ご欠席との連絡を受けておりますので、本日の出席委員は12名であります。従いまして、委員総数14名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条第1項により本日の会議は公開とさせていただきます。

なお、審議会の議事録につきましては、情報公開コーナー、小牧市ホームページにより公開をさせていただきます。また、本会議より議事録につきましては、原則、発言者名を記載させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部長の江口より挨拶を申し上げます。

○事務局（江口都市建設部長）

皆さんこんにちは。都市建設部長の江口と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

本日は、公私ともご多忙の中、小牧市都市計画審議会の委員としてご快諾を賜り、ご出席いただきましてありがとうございます。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念としております。

また、当審議会は小牧市都市計画審議会条例第1条に基づきまして、都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議いたしまして、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査・審議することを目的として設置いたしております。このため、当審議会において委員の皆様のご貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今回の審議会につきましては、ご審議いただく案件はございませんが、次回の審議会以降では、ご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（水野都市政策課長補佐）

続きまして、只今、挨拶申し上げました部長の江口を除きます、事務局の職員紹介をさせていただきます。

（職員紹介）

○事務局（水野都市政策課長補佐）

以上でございます。なお、皆様のお手元には、任命書、審議会委員及び事務局の名簿を配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

もう一点ですが、当審議会委員の任期に関しまして、今回の改選より任期期間を11月1日から翌々年10月31日までの2年間とさせていただきました。その理由といたしましては、災害発生時など、迅速に対応すべき事案が発生しました場合に、審議会の招集・開催に時間がかかり、支障をきたす恐れが考えられるため、空白期間を無くすことでリスクを回避しようとするものであります。

このことに伴い、任命書につきましては、今後、任命の日に委員の皆様へ郵送させていただく形に変更をさせていただきますので、ご承知おき下さい。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事進行につきましては、会長が務めていただくことになっておりますが、会長がまだ選出されておられませんので、仮議長を定めることとしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（水野都市政策課長補佐）

異議なしとの声をいただきましたので、事務局から提案をさせていただきます。事務局案としまして、山本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（水野都市政策課長補佐）

異議なしの声をいただきましたので、仮議長につきましては山本委員とさせていただきます。

それでは、山本委員に議長席にご移動いただきまして、議事の進行をお願いいたします。

○仮議長（山本委員）

ご指名をいただきましたので、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

これより、平成26年度第2回小牧市都市計画審議会を開会いたします。

日程第1 小牧市都市計画審議会会長の選出についてを議題とします。事務局より提案理由の説明を求めます。

○事務局(小林都市政策課長)

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」となっております。従いまして、学識経験者として委員に任命された6名の方の中から会長の選出をお願いするものであります。

以上であります。

○仮議長(山本委員)

提案理由の説明は終わりました。会長の選出は条例の規定により、学識経験者の中から選挙によって選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

○玉井委員

指名推薦の方法はいかがでしょうか。

○仮議長(山本委員)

只今、玉井委員より、指名推薦とのご提案がありましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○仮議長(山本委員)

ご異議なしとのことですので、指名推薦でお願いしたいと思います。どなたかご推薦をお願いします。

○玉井委員

先回に引き続き、学識経験豊富で、都市地理学や都市政策をご専門とされておられる、中部大学の^{大塚}俊幸委員を推薦いたします。

○仮議長(山本委員)

只今、玉井委員より、^{大塚}俊幸委員を会長に、とのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

○仮議長(山本委員)

それでは、^{大塚}俊幸委員を会長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○仮議長(山本委員)

それでは、大塚俊幸委員を会長とすることに決しました。

ここで、仮議長の職を引かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局(水野都市政策課長補佐)

ありがとうございました。それでは、大塚会長からご挨拶をいただきたいと思えます。

大塚会長、議長席へご移動お願いいたします。

○議長(大塚会長)

只今、選任いただきました大塚でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

現在、中部大学の人文学部に籍を置いておまして、歴史地理学科で、特に都市地理学と都市政策関係の講義を担当しております。前回に引き続き、会長を務めさせていただくことになりました。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

先程、部長からもご挨拶がありましたように、都市計画審議会で審議いただく都市計画は、人が住むための機能、或いは働くため、産業活動のための機能といった様々な機能がスムーズに働くためのハードウェアを用意することと理解しております。小牧の様々な審議会の中でも、都市計画審議会は特に重要な審議会であると思っております。皆様の忌憚のないご意見を寄せていただいて、実りある会にしていきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局(水野都市政策課長補佐)

ありがとうございました。それでは、引き続き大塚会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長(大塚会長)

続きまして、小牧市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長の職務代理者を会長より指名させていただきます。会長の職務代理者には、学識経験豊富な山本典男委員をご指名いたしたいと思えますが、異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長(大塚会長)

ご異議なしと認めます。

それでは山本典男委員、よろしくをお願いいたします。

続きまして、日程第2議事録署名者の選任を議題といたします。小牧市都市計画審

議会運営規程第8条によりまして、会長において2名を指名いたします。本日の議事録署名者を、長田宏委員と山本典男委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(大塚会長)

続きまして、日程第3その他に入ります。事務局から何かございますか。

○事務局(小林都市政策課長)

その他として、2点説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

はじめに、都市計画審議会の役割であります。委員の方の中には都市計画審議会の委員を既に経験された方もお見えであります、初めての方もお見えでありますので、ここで役割について、改めてご案内させていただきます。

都市計画は、都市の将来像を決めるものであり、かつ土地等の関係者の権利や利害をはじめ、市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画法において、都市計画を決める前に第三者からなる都市計画審議会の議を経て、都市計画を定めることとなっております。具体的には、2ページをお願いいたします。表1都市計画の決定権者及び都市計画に定める事項において、都市計画、決定権者、都市計画に定める事項、都市計画に定めるよう努める事項についての一覧のとおり、地域地区、いわゆる用途地域など、市決定である都市計画について、都市計画の決定や変更を行う場合、戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。都市計画の決定手続きの市決定の場合のとおり、都市計画の公告及び案の縦覧後、都市計画審議会は計画案を審議、議決いたします。その後、市は知事に協議し、都市計画を決定・変更することとなります。

また、2ページ表1の、区域区分、いわゆる市街化区域及び市街化調整区域などの県が定める都市計画について、都市計画の決定や変更を行う場合、再び戻っていただき、1ページの都市計画の決定手続きの、県決定の場合のとおり、県からその都市計画の案に対し市の意見を求められますが、その際、市の都市計画審議会では審議し、市の意見として県に回答することとなっております。

なお、近年の都市計画審議会での、審議内容でございますが、毎年、生産緑地地区について審議をいただいております。この生産緑地地区につきましては、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として平成4年12月に指定がされたものであります。しかしながら、主たる農業従事者が死亡、若しくは故障により農業従事が不可能となったことに伴い、生産緑地としての行為制限が解除された場合等については、都市計画決定の変更が必要となることから、審議をお願いしております。

また、県が定める都市計画に対する意見聴取の例としましては、昨年度になりますが、都市高速鉄道新交通システム桃花台線に係る都市計画道路及び都市高速鉄道の都市計画決定の廃止について、市の意見を求められましたので、都市計画審議会の諮問

を経た上で、県に対し回答をさせていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。震災復興都市計画について、その概要をご説明させていただきます。震災復興都市計画とは、地震の発生により市街地が大規模に被災した場合に、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、関係法令に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めるものでございます。

次に、震災復興都市計画の手続きフローについてご説明させていただきます。地震の発生後はこのフローに基づいて都市計画を進めて参ります。

まず、第1段階としまして、発災後2週間を目処に、被災状況の把握をし、都市復興基本方針の策定と公表を行います。また、建築制限区域(案)の作成及び愛知県への申出の後、建築制限区域の指定が県から通知されます。

次に、第2段階でございますが、発災後2ヶ月以内に、都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表及び被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要があるため、ここで都市計画審議会を開催させていただきます。

次に、第3段階でございますが、発災後6ヶ月以内に都市復興基本計画の策定及び公表並びに復興都市計画事業の都市計画決定を行う必要があるため、都市計画審議会を開催させていただきます。地震発生後は大きな混乱が起こることが想定されますが、委員の皆様におかれましては、発災後2ヶ月以内及び6ヶ月以内に、少なくともそれぞれ1回の都市計画審議会を開催させていただきまして、復興に向けた重要な案件を審議していただく必要があるため、今回、委員の皆様へ周知をさせていただくものでございます。ご承知のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(大塚会長)

只今、事務局より都市計画審議会の役割の資料につきましてご説明いただきましたけれども、委員の皆様からご質問等ございましたら、お願いします。いかがでしょうか。

○議長(大塚会長)

基本的には市町村決定のものについて、都市計画決定を行うということ、県決定の場合には県に対して市の意見を述べるという二種類があるということ。もう一点は、震災復興都市計画については短期間に重要な任務が課せられているとのご説明でありましたけれども、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○議長(大塚会長)

それでは、以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年度第2回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成 26 年度第 2 回小牧市都市計画審議会議事日程

- 1 会長の選出について
会長の職務代理者の指名について
- 2 議事録署名者の選任
- 3 その他

上記の模様を収録し、その相違なきことを証するために署名します。

平成 年 月 日

1 会 長

1 議事録署名者

_____ 印

1 議事録署名者

_____ 印

_____ 印